

国土交通省  
新型インフルエンザ（H5N1）  
業務継続計画

平成21年12月  
国土交通省

## 目 次

1. 本計画について.....	1
(1) 本計画の目的.....	1
(2) 国土交通省業務継続計画（首都直下地震）との関係.....	2
(3) 本計画の適用範囲.....	3
(4) 政府及び国土交通省の体制.....	4
① 平常時の体制.....	4
② 新型インフルエンザ発生時の体制.....	4
2. 被害想定について.....	7
3. 業務継続計画の基本的な考え方について.....	10
(1) 国土交通省に求められる役割.....	10
(2) 業務継続の基本方針.....	10
4. 執務体制の確保及び業務の分類について.....	12
(1) 意思決定のできる執務体制の確保.....	12
(2) 業務の分類.....	13
① 新型インフルエンザ対策業務.....	13
①-1 国土交通省における新型インフルエンザ対策業務.....	14
①-2 新型インフルエンザ対策に係る所管事業者への指導・支援等 業務.....	14
② 一般継続業務.....	15
②-1 国民生活に必要なサービス提供業務.....	15
②-2 社会インフラ維持・安全確保業務.....	16
②-3 組織維持業務.....	16
③ その他の業務.....	17
(3) 業務の優先順位.....	18

5. 人員計画の策定について.....	19
(1) 人員計画の策定.....	19
(2) 必要な人員の確保.....	21
① 職員感染時の対応.....	21
② 感染した職員等のサービス上の扱い.....	22
③ 勤務形態・通勤方法の検討.....	22
④ 季節性インフルエンザワクチンの定期的な接種.....	22
6. 感染防止対策の徹底について.....	24
(1) 手洗い及び手指消毒.....	24
(2) うがい、咳エチケット及びマスク.....	25
(3) 来訪者の接遇.....	26
7. 業務継続計画の運用について.....	27
(1) 業務継続計画の発動.....	27
(2) 通常体制への復帰.....	27
(3) 教育・訓練.....	28
(4) 点検・改善.....	28

# 1. 本計画について

## (1) 本計画の目的

新型インフルエンザは、過去、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となれば、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じると懸念されている。現在、その発生が懸念されている鳥由来の新型インフルエンザ（H5N1。以下同じ。）についても、毒性が非常に強いとされており、発生時には感染拡大を可能な限り抑制して健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破綻に至らせないことが必要である。

政府の各部門においては、新型インフルエンザ発生時においても、新型インフルエンザ対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や自治体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

こうした要請を受け、平成21年8月7日の「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（第23回）では「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」が決定された。同ガイドラインは、新型インフルエンザ発生時においても、中央省庁がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、新型インフルエンザ発生時に想定される社会・経済の状況やこれを踏まえた講ずべき措置を示し、各府省における適切な業務継続計画の策定を支援することを目的とするものである。

同ガイドラインでは、国民生活や関連業界に与える影響に鑑み、また、自治体や民間事業者が計画を策定する際のモデルとなるよう適切な検討を行った上で、全ての府省等が同ガイドラインに沿って業務継続計画を策定、公表することが求められている。

本計画は、航空機・鉄道・船舶・バス等の公共交通機関の運行（運航）・安全確保、空港・港湾・道路・ダム・河川施設等の国民生活上重要な施設の管理・安全確保、下水道事業等のライフライン事業、災害時の情報提供・管制・治安維持等の国民に対する直接的なサービス提供といった国土交通省の所管業務及び国土交通省所管事業者の事業の継続・縮小・中断が国民生活に与える影響に鑑み、また、これら事業者が計画を策定する際のモデルとなるよう、新型インフルエンザ発生時の国土交通省における執務体制のあり方等を定めるものである。

## （２）国土交通省業務継続計画（首都直下地震）との関係

業務継続計画については、すでに、国土交通省業務継続計画（首都直下地震）を策定している。新型インフルエンザの業務継続計画を検討するにあたって、同業務継続計画との間では、国土交通省の機能の維持という共通の目的や方針が存在し、その手法にも共通する要素が見られる。

しかしながら、地震災害の場合は突発的に発生した災害からの短期間での復旧に主眼が置かれるのに対し、新型インフルエンザの場合は長期間にわたり最低限国民生活の維持に必要な業務の継続を図ること等、下表に掲げるような相違点も多く見られる。

項目	地震災害	新型インフルエンザ
業務継続方針	○災害応急対策等に全力を挙げながら、できる限り業務の継続・早期復旧を図る	○感染リスクを勘案し、最低限の国民生活の維持に必要な業務に限定して継続する
被害の対象	○人的被害のほか、施設・設備等、社会インフラへの被害も大きい	○主として、人に対する被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が国内全域とはなりにくい	○被害が国内全域、全世界的となる

被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○余震、津波等を除き被害量は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染防止策により左右される

このため、本計画においては、国土交通省業務継続計画（首都直下地震）における議論を参考としつつ、新型インフルエンザの場合において特に必要となる被害想定や人員計画等について個別に検討を行っていくこととする。

### （３）本計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、国土交通省本省のほか、以下の組織とする。なお、現場部門を有する組織については、現場の実態を反映した計画を適宜策定することとする。

- 施設等機関  
国土交通政策研究所、国土技術政策総合研究所
- 特別の機関  
国土地理院、海難審判所
- 地方支分部局  
地方整備局、地方航空局、北海道開発局、航空交通管制部、地方運輸局
- 外局  
観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁

このほか、独立行政法人について、特に国民生活に密接に関係する自動車の検査業務は、国民の移動手段の確保等を図るために新型インフルエンザ発生時にも継続する必要があることから、自動車検査独立行政法人についても

同様の計画を定め、国土交通省と連携して運用する。

#### (4) 政府及び国土交通省の体制

##### ① 平常時の体制

平常時における政府全体の体制としては、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（議長：内閣危機管理監）において関係府省が一体となった発生に備えた取組みを総合的に推進しており、業務継続に係る各府省間の横断的又は統一的事項に関する方針の調整や情報交換等について、検討、決定している。

また、国土交通省においては、国土交通省新型インフルエンザ対策推進本部（本部長：国土交通大臣）を設置し、国土交通省新型インフルエンザ対策行動計画を決定（平成20年3月）・改定（平成21年3月）するなどの対策を実施している。

##### ② 新型インフルエンザ発生時の体制

新型インフルエンザが発生した場合の政府全体の体制としては、新型インフルエンザ対策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置され、基本的対処方針の決定等を行うこととなる。その際、内閣官房には、内閣危機管理監を長とする新型インフルエンザ対策本部事務局が組織され、各種対策の調整等が行われる。

また、国土交通省においては、国土交通省新型インフルエンザ対策本部（本部長：国土交通大臣）が設置され、感染防止対策や業務継続・縮小の方針等について検討することとされている。

なお、これらの新型インフルエンザ対策本部及び国土交通省新型インフルエンザ対策本部については、新型インフルエンザ発生時に設置するもの

とされていることから、豚由来の新型インフルエンザ（A／H1N1）が国内で発生した平成21年4月に設置されている。鳥由来の新型インフルエンザ発生時においても、同様にこれら本部が組織され、感染防止対策や業務継続・縮小の方針等について検討することとされている。

〔以上につき次頁図参照〕



## 鳥由来新型インフルエンザ対策に係る政府及び国土交通省の体制について

	事案発生時の体制	平常時の体制
政府	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #ffffcc; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>新型インフルエンザ対策本部</b></p> <p>(本部長：内閣総理大臣)</p> </div> <p>【H21.4.28設置(※)】 ※ 豚由来の新型インフルエンザ対策として設置</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #ccffcc; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等 に関する関係省庁対策会議</b></p> <p>(議長：内閣危機管理監)</p> </div> <p>【H16.3.2設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ対策行動計画 (H21.2.17 改定)</li> <li>・新型インフルエンザ対策ガイドライン (H21.2.17 決定)</li> <li>・新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン (H21.8.7 策定)</li> </ul>
国土交通省	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #ffcc99; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>国土交通省新型インフルエンザ対策本部</b></p> <p>(本部長：国土交通大臣)</p> </div> <p>【H21.4.28設置(※)】 ※ 豚由来の新型インフルエンザ対策として設置</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #ccffcc; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>国土交通省新型インフルエンザ対策推進本部</b></p> <p>(本部長：国土交通大臣)</p> </div> <p>【H20.3.25設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省新型インフルエンザ対策行動計画 (H21.3.25 改定)</li> </ul>

## 2. 被害想定について

- 全人口の25%が感染し、全職員の40%が欠勤
- 約2ヶ月間の流行の波が2～3回継続
- 経済・社会活動の縮小、社会インフラやライフラインへの影響

新型インフルエンザが発生した場合、全人口の25%が感染し、一つの流行の波が約2か月続き、その後流行の波が2～3回あると考えられている。

社会・経済的な影響としては、企業において、従業員本人の感染や感染した家族の看病等のため、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定される。また、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞、多数の中小企業の経営破たん等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。さらに、国民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等が不足するおそれもあり、様々な場面で大きな影響が出ることが予想される（下表参照）。

想定される社会・経済状況	
海外で発生の疑い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 帰国者が増加</li> <li>○ 出張や旅行の自粛</li> <li>○ 国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加</li> </ul>
第一段階（海外発生前期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の空港・港湾で相当な混雑が発生</li> <li>○ 出張や旅行の自粛</li> <li>○ 国民の不安が増大し、国、自治体、保健所、医療機関等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食料品・生活必需品に対する需要が増加</li> <li>○ マスク、消毒液等の需要が増加</li> </ul>

<p>第二段階 (国内発生早期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発熱相談センターや119番に相談の電話が急増</li> <li>○国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが急増</li> <li>○発生地域における学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業</li> <li>○発症者の濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤が困難になる事態も発生</li> <li>○一部事業者で不要不急の事業を縮小・休止する動き</li> <li>○一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用などを求める動き</li> <li>○需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇い止め等が増加</li> </ul>
<p>第三段階 (拡大期、まん延期、回復期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○抗インフルエンザウイルス薬を求める患者が多数医療機関に来訪するなど、混乱が発生</li> <li>○業務資源（医師・看護師、医薬品、人工呼吸器等）の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現</li> <li>○学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業等が全国に拡大</li> <li>○公共交通機関の運行は概ね維持。利用者が減少した地域では、運行本数が減少</li> <li>○電力、上下水道、ガス、電話などのライフラインは概ね維持 ※ 政府の新型インフルエンザ対策上の目標であるが、事態が悪化した場合、供給が停止する可能性もある。</li> <li>○流通・物流の停滞、生産・輸入の減少により食料品・生活必需品の供給不足が発生するおそれ</li> <li>○マスク等の個人防護具の購入が困難になる可能性</li> <li>○感染拡大に加え、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により、従業員の欠勤が増加（最大4割程度）</li> <li>○経済活動が大幅に縮小、企業の経営破たんが増加、雇用失業情</li> </ul>

	勢が悪化
第四段階 (小康期)	○社会が安定し始める ○経済活動が一部正常化

### 3. 業務継続計画の基本的な考え方について

#### (1) 国土交通省に求められる役割

新型インフルエンザが発生した場合、社会・経済の破たんを防ぎ、国民生活を守るためには、国土交通省における新型インフルエンザ対策に関する業務や最低限の国民生活の維持等に必要な業務を中断することは許されず、適切な意思決定に基づき継続することが求められる。一方、新型インフルエンザ発生時には、多くの職員が本人の感染や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤できなくなる。

このため、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染防止策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・中断することにより業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることが必要となる。

#### (2) 業務継続の基本方針

- |   |                 |
|---|-----------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 新型インフルエンザ対策業務については、優先的に実施</li><li>○ 一般継続業務については、適切に継続</li><li>○ 発生時継続業務については、職場における感染防止策を徹底し、勤務体制を工夫</li><li>○ 発生時継続業務以外の業務については、大幅に縮小又は中断し、人員を発生時継続業務に投入</li><li>○ 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断</li><li>○ 新型インフルエンザ様症状のある職員等に対しては、病気休暇の取得及び外出自粛の徹底を要請</li></ul> | } 発生時<br>} 継続業務 |
|---|-----------------|

国土交通省では、職員の生命・健康を守るとともに、道路、航空、港湾等のライフラインや社会インフラの破たんを防止するため、適切な意思決定に基づき、新型インフルエンザ対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ対策業務」という。）を優先的に実施するとともに、わが国の国民生活や経済活動の継続性確保のために必要な業務（以下「一般継続業務」という。）を継続する。

このため、新型インフルエンザ対策業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザの発生以降、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより確保する。また、発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。

発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染防止策を徹底し、感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。新型インフルエンザ様症状のある職員、家族に感染者がいる職員、職場等で患者と対面で会話や挨拶等の接触があった職員等に対しては、病気休暇の取得や外出自粛を要請する。

#### 4. 執務体制の確保及び業務の分類について

- 各課室等の意思決定のできる執務体制について予め決定
- 以下の業務について順に優先処理
  - ① 新型インフルエンザ対策業務
    - ①-1 国土交通省における新型インフルエンザ対策業務
    - ①-2 所管事業者における新型インフルエンザ対策業務
  - ② 一般継続業務
    - ②-1 国民生活に必要なサービス提供業務
    - ②-2 社会インフラ・ライフライン維持業務
    - ②-3 組織維持業務
  - ③ その他の業務

##### (1) 意思決定のできる執務体制の確保

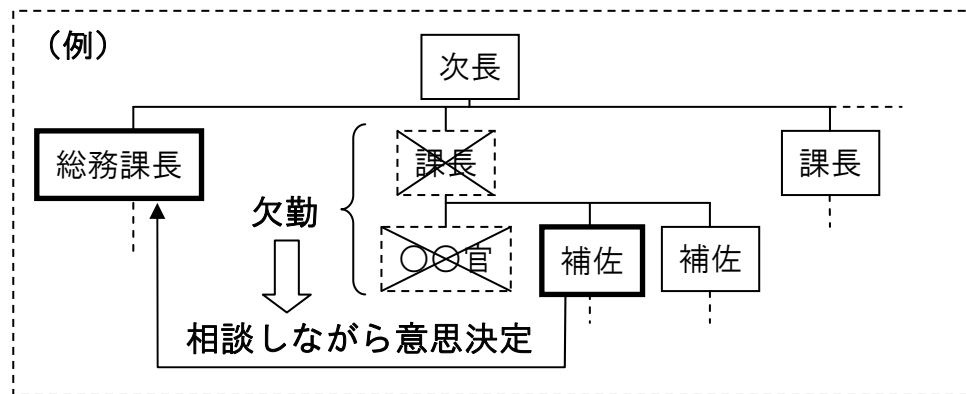
新型インフルエンザまん延時には、通常時にも増して、各課室等（※1）における意思決定過程に係る執務体制を確保しておくことが重要である。本計画においては最大で職員の40%が欠勤する想定であり、特に、同一部局内で同一の業務を担当する立場の近い複数の者は常に近距離で執務・対話していることから同時期に感染する可能性がある。このため、意思決定過程に係る業務を行う複数の職員が同時期に感染し、欠勤した場合には執務体制に問題が生じると考えられる。

※1 各課室等とは、…課、…室、…官付、…本部、…支局、…現場チーム等のように、組織上同一の名称を有する同一場所における10～20名程度の組織を想定しているが、各課室等の実情に応じ、複数組織として又は組織を分割して検討を行うことも可能である。

例えば、ある課室等における欠勤人数が2～3名であったとしても、それが課長及び代決権者（※2）である課長補佐又は官職にある者等であった場

合には、その課室等では組織としての意思決定が困難になるため、それ以外の課長補佐が総務課長に相談しながら意思決定を行っていく等の措置が必要になると考えられる（下図参照）。

※2 代決権者とは、国土交通省決裁規則（平成13年国土交通省訓令第1号）第2条における代決権者をいう。



図：課長と代決権者等が欠勤した場合の意思決定

このように、課室長等が不在の場合、基本的にはその上司や課長補佐等が一時的に業務を代行することが必要になると想定されるため、その際の業務執行体制について予め確認しておくことが必要である。

## （2）業務の分類

以上のような執務体制が確保されている前提の下で、新型インフルエンザのまん延期に国土交通省として優先的に処理すべき業務には、経済活動や国民生活を維持する上で必要な通常の業務等（一般継続業務）に加えて、新型インフルエンザ対策を推進して更なる感染拡大を防止する業務（新型インフルエンザ対策業務）が考えられる。

### ① 新型インフルエンザ対策業務

新型インフルエンザ対策業務とは、新型インフルエンザ対策行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザの発生により新たに発生し、又は業務量が増加するものである。本業務については、以下



のとおり、国土交通省における新型インフルエンザ対策業務（①－１）と新型インフルエンザ対策に係る所管事業者への指導・支援等業務（①－２）に分類して整理する。

## ①－１ 国土交通省における新型インフルエンザ対策業務

### （危機管理業務）

新型インフルエンザ対策業務としては、職員の感染状況の把握、感染拡大等防止対策の推進、各種会合の開催、幹部指示に基づく対策、危機管理室や省内外との連絡調整等に係る業務等がある。

### （省内感染拡大防止対策業務）

また、これらの危機管理業務のほか、福利厚生・人事・会計等部門のうち新型インフルエンザ対策に関する業務（特にマスクや消毒剤の準備、休暇制度の運用、庁舎の管理等に係る担当）等については、まん延時において優先的に処理することが必要となる。

### （広報業務）

さらに、新型インフルエンザ対策を推進するとともに、一般継続業務以外の業務を円滑に縮小又は中断するためには、国土交通省における業務継続に関する方針を国民に周知し、理解を求めることが極めて重要であることから、感染状況や対策に関する広報関係業務についても、新型インフルエンザ対策業務に該当する。

## ①－２ 新型インフルエンザ対策に係る所管事業者への指導・支援等業務

### （水際対策業務）

所管事業者等における新型インフルエンザ対策業務としては、空港・港湾における検疫業務に対する協力、航空・海運の国際便に係る運航自粛の検討、

海外渡航者に関する新型インフルエンザ感染に係る注意喚起等がある。国土交通省においては、これら所管事業者等が実施する水際対策について、情報提供や注意喚起、連絡調整を含め、必要な指導や支援を行う。

### **（社会機能維持対策業務）**

一方、所管事業者等の行う事業のうち、公共交通機関の運行（運航）等については、新型インフルエンザまん延時における社会機能維持のため、最低限必要な事業の継続、それ以外の事業の縮小・中断、これら業務の仕分け、体制移行の時期等について検討・決定することが必要である。国土交通省としては、そのために必要な指導・助言や経営に影響が生ずる場合の必要な支援等を行う業務を実施する。

### **（国内感染拡大防止対策業務）**

また、不特定多数の者が出入する施設を管理する事業者や公共交通事業者等に対しては、事業者や国民の間における更なる感染拡大を防止するための対策等の推進を促すことが必要である。これを効果的に行うため、事業を所管する課室等において、所管事業者等における新型インフルエンザの感染状況等を把握し、必要な連絡・調整等業務を行う。

## **② 一般継続業務**

一方、一般継続業務は、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものである。本業務については、以下のとおり、国民に対する直接的なサービス等提供業務（②－１）、社会インフラ維持業務（②－２）、組織維持業務（②－３）に分類する。

### **②－１ 国民生活に必要なサービス提供業務**

国土交通省においては、輸送機関の管制、治安維持、非常災害や事故・事

件時における情報提供、輸送機関の検査、所管事業に関する許認可等、国民生活に必要なサービス等を提供している部門も多く、これらの業務については、新型インフルエンザまん延時においても、通常通りのサービス水準を維持することが必要となる。なお、これらの業務は国民生活に必要なサービスの一例であり、この他にも同種の業務として各課室等において必要なものについては本業務の対象とする。

## ②-2 社会インフラ維持・安全確保業務

### (公共交通機関の安全確保)

国土交通省においては、平常時から航空、鉄道、船舶、バス等の公共交通機関の安全確保のために必要な指導・監査・検査等を行っているが、新型インフルエンザまん延時においても、これら公共交通機関による運行（運航）については、所管省庁として必要な安全確保に係る業務を行うことが必要であることから、一般継続業務の対象とする。

### (生活関連施設の管理・安全確保)

また、国土交通省では、所管する空港・港湾・道路・ダム・河川施設等の管理や下水道事業等、国民生活の維持のために重要な施設の維持・管理や安全確保に関する業務・事業を平常時から行っている。新型インフルエンザまん延時においても、これらが同様に維持・管理され、国民が安心して利用できる状況が確保されることが必要であることから、本業務も一般継続業務の対象とする。

## ②-3 組織維持業務

一方、組織維持のために必要な業務については、予算・国会・福利厚生・人事・会計等の業務のうち、新型インフルエンザ対策業務以外のものが該当する。これら業務については、新型インフルエンザの想定において約2ヶ月間の流行の波が2～3回継続することとされており、短期的な中断にとどま

らないことから、最低限必要な業務については平常時と同様に維持することが必要である。

これら業務については、具体的には、予算関連業務（予算・決算、税制、組織・定員、会計検査対応等業務）、国会関連業務（質問・資料要求対応等業務）、福利厚生業務（職員の福利厚生等業務）、人事業務（人事発令、給与等業務）、会計業務（物品・サービス調達、官庁会計システム管理、庁舎管理等業務）がある。

この点、福利厚生・人事・会計等部門においては、①-1の国土交通省における新型インフルエンザ対策業務において継続することとされている省内感染拡大防止対策業務である福利厚生業務（感染者数の把握、マスクの配布等）、人事業務（休暇制度の運用等）、会計業務（庁舎管理、マスク・消毒薬の調達等）等と平行して業務を行うこととなる点に留意する必要がある。

なお、新型インフルエンザ発生時においては、これらの業務量をできるだけ縮小する観点から、作業の発注・とりまとめを行う課室等において、可能な限り作業や手続きの簡素化を図り、作業を行う課室等における負担を軽減するための具体的な方策を検討する。

### ③ その他の業務

一方、これらの業務以外の業務（その他の業務）については、①及び②の業務を非常時において推進するために一時的に縮小・停止する。その他の業務について網羅的に示すことはできないが、「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」における業務分類によると、以下のような業務が該当することとなる。

- ・ 緊急性のない新政策・制度の企画立案
- ・ 緊急性のない法令改正や補助金執行
- ・ 緊急性のない立ち入り検査、統計、調査研究、白書類の作成

- ・感染拡大につながる恐れのある業務（特に不特定多数の者が集まる場を設定する説明会や審議会等の業務については、インターネットや電子メールの活用など代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期する）
- ・感染リスクが高い業務（窓口業務等人と接触することの多い業務） 等

### （３）業務の優先順位

このように、国土交通省が行う業務としては、①新型インフルエンザ対策業務として①－１国土交通省における新型インフルエンザ対策業務と①－２新型インフルエンザ対策に係る所管事業者への指導・支援等業務が、②一般継続業務として②－１国民生活に必要なサービス等提供業務、②－２社会インフラ維持・安全確保業務、②－３組織維持業務が考えられるが、新型インフルエンザがまん延した場合における優先順位については、

- ①－１ 国土交通省における新型インフルエンザ対策業務を推進するとともに、
- ①－２ 所管事業者における新型インフルエンザ対策業務を指導・支援し、
- ②－１ 国民に対するサービス提供業務が滞らないようにしつつ、
- ②－２ 社会インフラについても平常どおり維持・管理し、
- ②－３ まん延が長期にわたる想定の下で組織維持業務も遂行する、
- ③ 一方、これらの業務にかかる職員が欠勤した場合には、その他の業務を行う職員が一時的にこれらの業務を行う

という手順が相当であると考えられることから、原則として①－１ ⇒ ①－２ ⇒ ②－１ ⇒ ②－２ ⇒ ②－３ ⇒ ③という優先順位とする。しかしながら、被害想定の下での各課室等の業務や人員等の実態を考慮し、これらの原則的な業務の優先順位を変更することも考えられる。

## 5. 人員計画の策定について

### (1) 人員計画の策定

4.(2)においては、新型インフルエンザ発生時において優先的に行うべき業務について順位付けて分類したが、これを整理したものが下表である。

(業務の仕分けと原則的な優先順位について)

#### ① 新型インフルエンザ対策業務

国土交通省における新型インフルエンザ対策業務 (①-1)
危機管理業務：危機室との連絡、会合開催、幹部指示に基づく対策
省内感染拡大防止対策業務：福利厚生、人事、会計（マスク、休暇制度等）
広報業務：感染状況や新型インフルエンザ対策に関する広報
新型インフルエンザ対策に係る所管事業者への指導・支援等業務 (①-2)
水際対策業務：検疫への協力、運航の自粛、海外渡航者への注意喚起
社会機能維持対策業務：所管事業の縮小・継続に係る指導、経営支援
国内感染拡大防止対策業務：所管事業者等の感染状況把握・感染拡大防止対策

#### ② 一般継続業務

国民生活に必要なサービス提供業務 (②-1)
管制、治安維持、検査、許認可、情報提供、緊急事案対応等
社会インフラ維持・安全確保業務 (②-2)
公共交通機関の安全確保：航空、鉄道、船舶、バス
生活関連等施設の管理・安全確保：空港、港湾、道路、ダム、河川施設、下水道
組織維持業務 (②-3)
予算・国会・福利厚生・人事・会計等業務 (新型インフルエンザまん延時においても継続する必要があるものに限る)

#### ③ その他の業務

その他の業務 (③)
------------

このうち、①新型インフルエンザ対策業務と②一般継続業務については、新型インフルエンザ発生時に優先的に実施することが必要な業務又は業務量を大幅に縮小することが困難な業務とされているため、各課室等においては、原則としてこの優先順位に従って業務を継続するための人員計画を策定する。

①新型インフルエンザ対策業務と②一般継続業務に対する平常時と同様の人員の割当が不可能な場合、原則として、一次的には当該業務の執行体制を合理化した体制での同一課室等での処理を行った上で、それが不可能な場合においては、他の課室等からの応援要員を一時的に置くことを検討する。

応援要員の配置については、原則として、同一の局・部等、各課室等における共通の上部組織の下にある他の課室等から人員を融通することとし、その際の調整については、融通を行う複数の各課室等のほか、当該局・部等におけるとりまとめの課室等が関与して行う。

この部署間応援及び必要な調整については、原則として同一庁舎内を想定しているが、特に、現場組織等において有資格者を確保する必要性が高く、他の庁舎における職員との調整が可能である場合等においては、他庁舎との間における検討を行うことも考えられる。なお、それでも有資格者を確保できないような場合には、サービスの品質や安全の確保の観点から、業務全体の縮小を含めて検討を行う。

なお、応援要員が新型インフルエンザ発生時に他の課室等の業務を行う事態に備えて、発生時継続業務を実施するための専門知識が必要な場合においては、マニュアルの準備・平時からの認識の共有や教育訓練などにより代替性を高めておくことが必要である。

## (2) 必要な人員の確保

(1) に従って策定した各課室等における人員計画については、新型インフルエンザ発生時において現実に効果的な活用ができるよう、職員感染時における人事上の措置を含む対応、感染リスクのある職員の把握による計画発動時期の見極め、必要な人員を勤務形態の工夫によって確保する方法等を含め、計画上必要な人員を確保する必要がある。

### ① 職員感染時の対応

健康上具合の悪い職員に対しては、通勤前に医療機関の受診を勧奨し、早めの休暇取得を呼びかける。インフルエンザ様症状を発症している場合には、発熱相談センター等に相談の上でその結果を連絡させ、又は、通勤前に医療機関を受診させて医師の指導に従うよう呼びかける。

その結果、職員が新型インフルエンザに感染したことが発覚した場合、治療薬としてタミフル、リレンザの投与が抗インフルエンザウイルス薬として有効とされていることから、職員に対し、医師の診察を受けて適切な対応をとることを勧奨する。また、感染した職員と同一部署等における濃厚接触者である職員を把握し、健康状態の把握に努める。

また、職員が職場においてインフルエンザ様症状を発症した場合は、当該職員に対して感染拡大を防ぐためのマスクを着用させた上で、医療機関の受診を勧奨し、早めの休暇取得を呼びかける。また、当該職員が使用した机、電話、パソコンなどについて消毒を行う。

このように、職員が新型インフルエンザに感染した場合又はインフルエンザ様症状を発症した場合には、「新型インフルエンザの連絡体制について(変更)」(平成21年8月27日大臣官房福利厚生課課長補佐(厚生安全担当))



通知)等に基づき、速やかに感染の経緯、症状等について情報を集約する。

## ② 感染した職員等のサービス上の扱い

新型インフルエンザに感染した職員に対しては、病気休暇の取得を呼びかける。当該職員が出勤しようとする場合は、人事院規則10-4第24条第2項に基づく就業禁止とすることができる。

一方、濃厚接触者として、感染症予防法に基づく外出自粛要請を都道府県知事から受けている職員に対しては、人事院規則15-14第22条第1項第16号に基づく特別休暇の取得を呼びかける。

## ③ 勤務形態・通勤方法の検討

保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤できない場合については、年次休暇の取得を原則とするが、必要に応じて早出遅出勤務を実施する。在宅勤務については、感染拡大の状況を見定めて実施に係る検討を行うこととする。

また、新型インフルエンザまん延時には、職員の通勤途上における感染機会を減らすため、必要に応じて時差通勤を実施する。

一方、通勤手段を分散化し、公共交通機関における感染を防止するため、自転車等通勤者のための駐輪場の確保を検討することとする。

## ④ 季節性インフルエンザワクチンの定期的な接種

季節性インフルエンザワクチンについては、これを接種することにより、医療機関の受診の必要性及び医療機関の混雑の可能性を減じることが期待

できる。また、新型インフルエンザと従来からの季節性インフルエンザの双方に有効とされるタミフル・リレンザ等の抗インフルエンザウイルス薬が、新型インフルエンザ感染拡大時に仮に不足するような事態になった場合においても、季節性インフルエンザワクチンを接種しておくことにより、季節性インフルエンザの感染の可能性を減じ、ひいては、抗インフルエンザウイルス薬の不足に直面する可能性を減じることが期待できる。

このように、新型インフルエンザ発生時に混雑が予想される医療機関への受診の必要性を減じ、また、抗インフルエンザウイルス薬の不足に直面する可能性を減じることが期待できることから、副反応のリスクを理解させたうえで、職員に対し、インフルエンザ予防接種を受けることを勧奨する。

## 6. 感染防止対策の徹底について

通常のインフルエンザの主な感染経路は接触感染と飛沫感染であると考えられており、新型インフルエンザについても現段階ではその感染経路を特定することはできないものの、同様に接触感染と飛沫感染が主な感染経路として推測されている。このため、豚由来の新型インフルエンザ（A／H1N1）の対策に準じて、以下のような接触感染と飛沫感染を想定した対策をとることとする。

### （1）手洗い及び手指消毒

接触感染においては、患者の体液が付着した部位を免疫がない人が手指等で触れ、その手で自分の粘膜を触ることによって間接的に感染する。接触感染防止のためには手洗いの励行が効果的であり、流水と石けんを用いた手洗い又は濃度60～80%のアルコール製剤によってウイルスは死滅するとされていることから、以下のような手洗い・手指消毒に係る指導を徹底する。

- 庁舎出入口等に手指消毒が行えるように速乾性<sup>さっしき</sup>擦式消毒用アルコール製剤を設置する。
  
- 手洗いについては、付着したウイルスを除去するため、流水と石けんを用いて15秒以上行うことが望ましく、手洗い後には水分を十分に拭き取ることが重要である。その旨及び具体的な手洗いの方法を図示したポスター・チラシを手洗所に備え付ける。
  
- 庁舎内での接触感染を防止するため、階段の手すりやエレベーターのボタン等に係る清掃・消毒を徹底する。

## (2) うがい、咳エチケット及びマスク

一方、飛沫感染においては、感染者が咳やくしゃみをする時、ウイルスを含む5ミクロン以上の飛沫が1～2m飛散し、これを免疫のない人が吸い込み、粘膜に接触することで感染する。これに対しては、うがいの励行のほか、ティッシュで口や鼻を押さえる等、咳エチケットの徹底やマスク着用の呼びかけによって飛沫の拡散を防止する。

こうした対策は、主に感染者が他者への感染を予防するために行うものであるが、新型インフルエンザの潜伏期間は1～7日間にわたり、また、感染初期には季節性インフルエンザとの区別がつきにくいという傾向があることから、感染者や濃厚接触者でない職員についても、咳エチケットの徹底等に関する呼びかけを行う。

○ 咳やくしゃみをする際は、以下のような方法をとる。

① マスクを着用する。

② ティッシュなどで口と鼻を覆い、他人から顔を背けて1～2m離れる。咳やくしゃみをした際に使用したティッシュは速やかに廃棄し手洗いをする。

※ 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだものはすぐにゴミ箱に捨てる必要があることから、口と鼻を覆うのはハンカチではなくティッシュが望ましい。

※ 手を洗う場所がない場合に備えて、携行用速乾性<sup>きっしき</sup>擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが望ましい。

③ ティッシュなどが無い場合は、前腕部（袖口）で口を押さえた上で、他人から顔を背けて1～2m離れる。咳やくしゃみをした際に押さえた前腕部は洗うか、消毒用アルコール製剤で拭く。

※ ティッシュが無い場合に袖口で口と鼻を押さえるのは、袖口は手等とは異なり、他の場所に触れることが少ないため、接触

感染の機会を低減することができるからである。

- 感染していない健康な人が行うマスク着用による感染予防は、一定の効果しか期待できないことから、うがい・手洗い等の感染防止策を併せて講じることが望ましい。また、インフルエンザ様症状のある人のマスク着用については、咳やくしゃみによる飛沫に含まれたウイルスの飛散を相当程度減少させることが期待できる。従って、上記のような咳・くしゃみの場合又はインフルエンザ様症状のある場合にやむを得ず外出するような場合には、飛沫感染を防止するためにマスクを着用することが必要である。
- マスク、ティッシュ、携行用速乾性<sup>さっしき</sup>擦式消毒用アルコール製剤の購入については職員自身による準備を原則とするが、窓口職員等、特に着用が推奨される者などについては、各局の実行予算の範囲内で措置することを検討する。

### (3) 来訪者の接遇

- 来訪者について、発熱症状のある場合には庁舎への入館を控えてもらうよう呼びかける看板等を庁舎入口に掲示し、来訪者への理解を促す。
- 窓口業務等で来訪者と継続的に接触する場合には、当該職員にうがい・手洗いを励行させるとともに、来訪者との距離を1～2m以上とれるような配置とし、必要に応じ、マスクの着用を促す。また、こうした措置について来訪者からの理解を呼びかけるポスターやチラシを作成し、来訪場所入口などに掲示する。

## 7. 業務継続計画の運用について

以上のような業務継続計画の考え方及び策定方法に基づいて作成した業務継続計画の運用については、以下のとおりとする。

### (1) 業務継続計画の発動

海外で新型インフルエンザが発生し、政府の新型インフルエンザ対策本部が第二段階（国内発生早期）を宣言した場合、内閣官房に置かれた対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、国土交通省新型インフルエンザ対策本部を開催するとともに、速やかに予め定めておいた業務継続計画における体制に移行する。

この移行時期については、第二段階（国内発生早期）宣言の時期を勘案しつつ危機管理室において示すこととするが、各課室等における業務や職員の状況を勘案して、その前の時点において同体制に移行することを妨げるものではない。

### (2) 通常体制への復帰

新型インフルエンザ対策本部が第四段階（小康期）に入ったことを宣言した場合、危機管理室において、通常体制への移行を検討し、適当と判断される場合には通常体制への移行の時期を示すこととする。なお、この場合においても、各課室等における業務や職員の状況を勘案して、引き続き業務継続計画における体制を維持することを妨げない。

この場合、インフルエンザの流行は第一波が小康状態となった後、第二波、第三波と流行の波が来る可能性があることに留意する必要がある。この間にウイルスが大きく変異しなかった場合には、一度発症して治癒した者は免疫ができるため、再度感染しにくくなると考えられるが、ウイルスが大きく変

異した場合、治癒した者も再度感染し、重症化する恐れがある。また、新型インフルエンザに感染したと考えられていたものが実は通常のインフルエンザに感染したに過ぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、通常体制への以降後も感染防止策を緩めることなく、第二波、第三波に備えた対応を検討する必要がある。

### (3) 教育・訓練

策定した業務継続計画については、課員に対して周知し、理解させることが必要である。特に、誰が欠勤するかによって職員に対する具体的な業務の割当て方は異なってくることから、想定欠勤者数が課室等内において発生した場合を想定し、想定欠勤者を課室等の職員に対してランダムに割り当てた場合の対応について数パターンを設定して確認するなど、図上訓練を含めた教育や訓練を実施し、課室等の職員に対して業務継続計画の考え方や具体的な運用方法について理解を深めることが望ましい。

### (4) 点検・改善

業務継続計画の策定後における人事異動や教育・訓練の状況については、各課室等において、定期的に既存の業務継続計画における改善点として整理するとともに、必要に応じて既存の計画の改正を行う。また、新型インフルエンザに対する新しい知見が得られた場合や新型インフルエンザに関する政府としての方針が変更された場合には、業務継続計画の所要の改正を行う。